保護者の皆様へ

食物アレルギーのある園児の給食等の対応について

当保育園では、食物アレルギーをお持ちのお子さんの給食については、安全性を確保するため、 医師の診断と指示による給食を提供いたしております。(医師からの指示がない個別の希望にはお 応えできません。)

つきましては、保育園給食で食物アレルギー対応を希望される場合は、下記の手続きをお願いい たします。

記

1. 医師の診断と指導について

医師の診断により、お子さんのアレルギーの症状について除去食の指示があった場合は、医師に「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー)」(以下「生活管理指導表」という)に記入を依頼し、保育園に提出してください。「生活管理指導表」の提出がない場合は、通常の給食対応となります。

「生活管理指導表」の有効期限は1年間です。

継続が必要な場合は、再度医師の診断を受け、保育園に提出をお願いいたします。ただし、指示内容に変更があった(新たに食物除去が生じた)場合は、有効期間に関係なくその都度提出をお願いいたします。

なお、診断及び「生活管理指導表」の作成に要する費用は、保護者負担となります。

2. 給食の対応について

(1) 給食での対応は、完全除去を基本としております。

「生活管理指導表」に基づいて、アレルギーの原因となる食品の除去または代替食を行って いきます。

(2)集団給食を原則としていますが、安全な給食提供が困難な場合、また、「生活管理指導表」の保育園生活上の留意点 D の項目「除去食品で摂取不可能なもの」に印がつく場合は、お弁当持参をお願いすることがあります。また、その際の保育料は変わりませんのでご了承ください。

3. 面談について

「生活管理指導表」に基づいて、保護者様と面談を実施させていただきます。また、必要に応じて、随 時個別面談を実施させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

4. その他

毎月、保育園より翌月分の「アレルギー食確認用献立予定表」をお渡しいたします。「アレルギー食確認用献立予定表」は内容をご確認の上、承諾サインと押印をし、保育園へご提出下さいますようご協力をお願いいたします。

以上